

回覧

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による 「子ども・子育て・奨学臨時給付金支給事業」を実施します

児童館の休館や村立学校の休業など新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために必要な対策を講じていますが、お子さんのいるご家庭に大変ご負担をかけているところです。

また、各ご家庭においても、収入の減少や支出の増加などが発生し、これが長期化している状況にもあり、不安の尽きないことがあります。

留寿都村と留寿都村教育委員会では、少しでも子育て世帯の不安を軽減すべく独自の支援策として「子ども・子育て・奨学臨時給付金支給事業」を実施します。

① 乳幼児がいる家庭への支援(就学前子育て臨時給付金)

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少や支出が増加している状況から支援するものです。

(支給対象者)

令和2年5月1日において住民基本台帳に登録し村に居住しており、就学前の乳幼児を監護し生計を同じくする父又は母等(②に該当する方は除きます。)

(支給額)

乳幼児 1人につき 10,000円

(担当:るすつ子どもセンター)

② ひとり親家庭や障がい児などへの支援(児童扶養子育て臨時給付金)

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少や支出が増加している状況から支援するものです。

(支給対象者)

令和2年5月1日において住民基本台帳に登録し村に居住しており、児童扶養手当又は特別児童扶養手当を受給している方

(支給額)

児童等 1人につき 40,000円

(担当:住民福祉課)



③ 大学生などへの支援(大学生等奨学臨時給付金)

アルバイト収入の減少、授業先送りによる予期せぬ帰省経費の発生や大学などのリモート講義対応のための機材用意等、収入の減少や支出が増加している状況から支援するものです。

(支給対象者)

留寿都村ふるさと応援基金子育て支援奨学金条例の奨学金の受給者

(支給額)

大学生等 1人につき 80,000 円

(担当 : 留寿都村教育委員会)

④ 高校生などへの支援(高校生等奨学臨時給付金)

新型コロナウイルス感染症の影響により購入した通学定期の払い戻し、予期せぬ帰省経費や家庭学習が継続することによる光熱水費の増加等の支出が増加している状況から支援するものです。

(支給対象者)

高等学校等の1年生、2年生、3年生を監護しており、生計を同じくする父又は母等

(支給額)

高校生等 1人につき 60,000 円

(担当 : 留寿都村教育委員会)

⑤ 中学生への支援(留寿都中学校3年生修学旅行増加費用補てん臨時給付金)

留寿都中学校3年生の修学旅行が新型コロナウイルス感染症の影響により同年10月以降に実施せざるを得なくなり、このことで保護者の費用負担が増加している状況から支援するものです。

(支給対象者)

留寿都中学校3年生の修学旅行に参加する生徒の保護者

(支給額)

生徒 1人につき 5,000 円

(担当 : 留寿都村教育委員会)

各給付金の申請について

各給付金の申請については、給付の対象になる思われる方に対しては、留寿都村又は留寿都村教育委員会から申請書類を5月15日に発送します。

書類が届きましたら、次の手続きをお願いします。

- 申請書に必要な事項を記入してください。
- 申請・受給者や代理申請を行う代理人の本人確認のためのマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証などの写しを一つ用意してください。
- 給付金を受ける金融機関の口座については、村の徴収金の口座引き落としをしている申請・受給者名義の口座を指定することが可能です。この場合、通帳やキャッシュカードの写しは必要ありません。
- 上記の口座以外を指定する場合は、金融機関名、支店名、口座名義、口座番号を記入され、当該通帳、キャッシュカード又はインターネットバンキングの画面の写しのいずれか一つを用意してください。
- ②の給付金を受ける方は受給者証の写しを用意してください。
- ③の給付金を受ける方は在学証明書又はその写しを用意してください。
- 上記の書類が用意できましたら返信用の封筒に入れ、郵便により申請してください。

申請については、各担当する窓口でも行えますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の対応により行動自粛されている状況です。できるだけ郵送による申請をお願いします。

④高校生等奨学臨時給付金については、給付の対象になると思われる方全員の把握が困難であるため、申請書類が届かない方もいるかもしれません。このような方は、担当する窓口にご確認ください。また、周りの方も是非お声掛けしてあげてください。



給付金の支給時期について

- ①から④までの給付金については、申請を受理した日の翌月の末日までに支給します。
- ⑤の給付金については、修学旅行の出発の14日前の日までに支給します。

各給付金の担当窓口について

① 就学前子育て臨時給付金

担当:るすつ子どもセンター

電話:0136-46-3253

② 児童扶養子育て臨時給付金

担当:住民福祉課

電話:0136-46-3131

③ 大学生等奨学臨時給付金

④ 高校生等奨学臨時給付金

⑤ 留寿都中学校3年生修学旅行増加費補てん給付金

担当:留寿都村教育委員会

電話:0136-46-3321

